

伊 勢 市 公 報

第 246 号
平成 28 年 2 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消防団規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 地縁団体の認可について	5
○ 地縁団体の認可について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 地縁団体の認可について	10
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 公売公告兼見積価額公告	13
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	18

伊勢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 5 号

伊勢市消防団規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団規則（平成 17 年伊勢市規則第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「伊勢市神田久志本町 1436 番地 1」を「伊勢市楠部町 159 番地 11」に改める。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

伊勢市告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 28 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 佐 波 良 一

伊勢市上地町 1432 番地

変更後 佐 波 孝

伊勢市上地町 1426 番地 2

伊勢市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

ニュービレッジ大仏山自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町新村 555 番地 44 から小俣町新村 555 番地 62 まで、伊勢市小俣町新村一ノ岡 558 番地 43 から小俣町新村一ノ岡 558 番地 144 までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市小俣町新村一ノ岡 558 番地 144 ニュービレッジ大仏山公民館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中西 修

伊勢市小俣町新村一ノ岡 558 番地 87

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 1 月 13 日

伊勢市告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

桜が丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市中村町桜が丘 1 番地から 219 番地まで、桜木町 253 番地及び中之町 45 番地とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、会長宅とする。

5 代表者の氏名及び住所

津田 壽美

伊勢市中村町桜が丘 30 番地 41

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 1 月 14 日

伊勢市告示第 18 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 1 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 安 弘

伊勢市東大淀町 273 番地 1

変更後 森 敏 彦

伊勢市東大淀町 570 番地 1

伊勢市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 1 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

伊勢市徳川山町会

2 規約に定める目的

本会は、町民相互の親睦と福祉の増進につとめると共に、町内自治の繁栄を図って市政発展に寄与することを目的とします。この目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 町民相互の親睦ならびに福祉の向上に関する事。
- (2) 非常災害時の救助または援護について、奉仕的活動に関する事。
- (3) 市政の実態を町民に周知するために、広報活動に関する事。
- (4) 各種報道の周知ならびに資料の収集に関する事。
- (5) 防犯、防火ならびに交通事故防止、健康衛生に関する事。
- (6) 当町の祭事に関する事。
- (7) その他、町内の発展ならびに市政の協力に関する事。

ただし、本会は政治的中立を守り、政治活動は一切行いません。

3 区域

本会の区域は、伊勢市二俣 3 丁目全域、同 4 丁目 1 番から 5 番全域、浦口 4 丁目 13 番 54 号から 75 号、同 14 番 14 号から 26 号、同 28 番 3

号から 11 号、同 29 番から 32 番全域、辻久留 2 丁目 4 番 21 号、同 12 番 7 号から 11 号及び 43 号から 48 号までの区域とします。

4 主たる事務所

本会の事務所は、徳川山公民館（伊勢市浦口 4 丁目 31 番 50 号）におきます。

5 代表者の氏名及び住所

森 浅雄

伊勢市二俣 3 丁目 5 番 11 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散することができます。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合及び残余財産の処分は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければなりません。

(3) 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとします。

9 認可年月日

平成 28 年 1 月 5 日

伊勢市公告第 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 1 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第6号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成28年1月22日

伊勢市長 鈴木 健一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成28年2月16日 13時00分から 平成28年2月26日 23時00分まで
	入札期間	平成28年3月4日 13時00分から 平成28年3月11日 13時00分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成28年3月18日 13時30分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成28年3月18日 14時30分まで	
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,700,000 円	
公 売 保 証 金	170,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S27-2
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 所 在 伊勢市上野町字北雨淵 地 番 355 番 47 地 目 宅地 地 積 200.44 m ²
見積 価額	1,700,000 円
公売 保証 金	170,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、平成 26 年 8 月 1 日現在、宅地として利用されている。 4 公売財産は北側で道路（幅員約 5 m・舗装）にほぼ等高に接面する。 5 隣接地の状態は、東側、西側は戸建住宅、南側は山林、原野である。 6 都市計画区域外 7 間口約 15m、奥行約 13mのほぼ長方形の雑種地である。 8 間口のうち、道路に接面する部分は北東側の約 6 mである。 9 画地のうち、南側から南西側にかけての約 4 割程度は崖地及び傾斜地となっており、道路との高低差は約 2.5mになる。 10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

売却区分番号

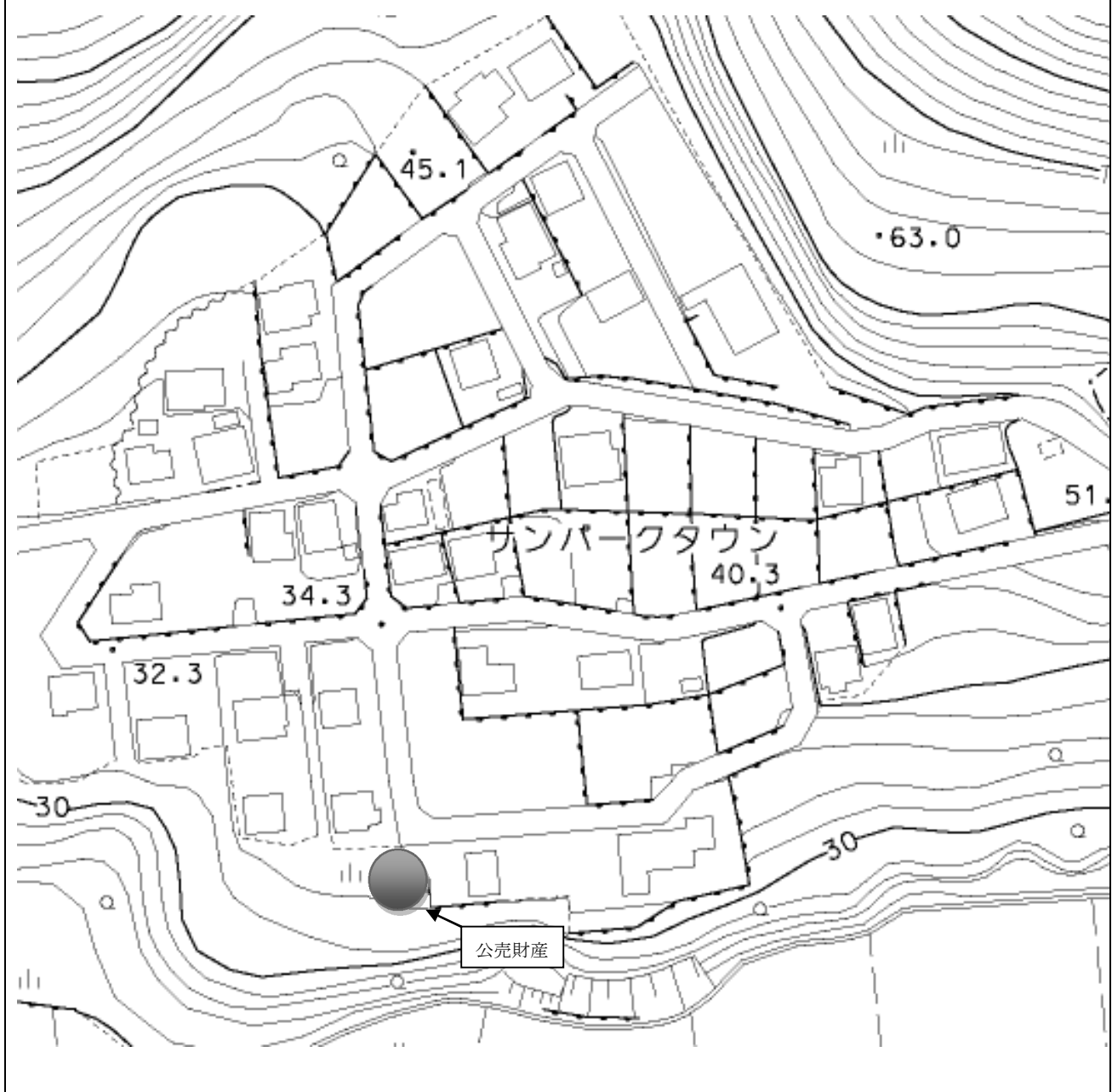
S27-2

所在地



売却区分番号	S27-2
--------	-------

所在地



売却区分番号

S27-2



伊勢市公告第7号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年1月25日

伊勢市長 鈴木 健 一